

第4回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月7日（金）16時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（政府対策本部資料）（2月6日9時時点）

	中国	香港	マカオ	台湾	日本	韓国	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	28,018	21	10	11	21	19	28	1	25	10
死亡者数	563	1	0	0	0	0	0	0	0	0

	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド
患者数	12	14	12	5	6	12	1	1	5	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	合計
患者数	3	3	2	2	2	1	1	1	28,248
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	565

※日本においては、その他4名の無症状病原体保有者の確認がされている。その他、横浜到着のクルーズ船において、20名の陽性が確認されている。

○ 都の発生状況 3名（2月6日9時時点）福祉保健局プレス発表資料累計

・海外からの旅行者 3名（中国在住）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施

<第1便>

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
 - ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

<第2便>

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
 - ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着
東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）

〈第4便〉

- ・2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）を予定

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・61名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へ受入れ予定（人数は調整中）

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供するため調整中

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNS を始め、各種媒体を活用した広報活動

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の追加提供に向け、関係機関と調整中

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

(教育庁)

- ・ 学校への感染症対策の注意喚起

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制

○ 相談・医療提供体制を強化

【都・特別区・八王子市・町田市保健所】

帰国者・接触者電話相談センター

<感染が疑われる患者の要件>

- I 発熱又は呼吸器症状（軽症含む）を有し、確定患者と濃厚接触歴あり
- II 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国 湖北省）に渡航・居住していた者
- III 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国 湖北省）に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり
- IV 発熱・呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が医学的知見に基づき、集中治療等が必要かつ特定の感染症と診断することができないと判断し鑑別を要したもの

②保健所が調整

帰国者・接触者外来

保健所経由で遺伝子検査

陽性の場合

【感染症指定医療機関】 1 2 病院

- ・ 特定感染症指定医療機関 1 病院 4 床
(国立国際医療研究センター病院)
- ・ 第一種感染症指定医療機関 4 病院 8 床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院)
- ・ 第二種感染症指定医療機関 10 病院 106 床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など)

(都民)

①受診
相談

③受診先
案内

④受診

一般的な
相談

都コール
センター

【感染症診療協力医療機関】

(約80医療機関：非公表)

感染拡大時

※必要に応じて受入要請

【感染症入院医療機関】

【指定二次救急医療機関】

帰国者・接触者電話相談センターの開設について

- 発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がある方からの電話相談を受付
- 2月7日(金)17時から受付開始

名称	相談内容		開設時間
帰国者・接触者 電話相談センター	(受診相談) ◆ 新型コロナウイルス感染症の「感染が疑われる患者の要件」(ウイルス検査の対象)に該当するかどうかの確認 ◆ 「感染が疑われる患者の要件」に該当する場合、「帰国者・接触者外来」(医療機関)の受診を案内 ※同センターで判断する「感染が疑われる患者の要件」 I 発熱又は呼吸器症状(軽症含む)を有し、確定患者と濃厚接触歴あり II 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域(中国 湖北省)に渡航・居住していた者 III 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域(中国 湖北省)に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり	平日	≪日中≫ 各保健所の開所時間による(概ね9:00~17:00) ○ 都内各保健所の相談窓口 (電話番号は別紙一覧のとおり)
		土日祝日	≪夜間≫ 17:00~翌9:00 ○ 都庁内(特別区・八王子市・町田市と共同運営) 電話 03-5320-4592 ≪終日≫ 9:00~翌9:00 ○ 都庁内(特別区・八王子市・町田市と共同運営) 電話 03-5320-4592

(参考)

都コールセンター	(一般相談) ○ 新型コロナウイルス感染症に関する都民等からの様々な相談に対応 (予防や心配な症状があらわれた時の対応に関すること等)	≪土日祝日含む全日≫ 9:00~21:00 ○ 都庁内(都で設置) 電話 03-5320-4509
----------	---	--

帰国者・接触者電話相談センター一覧

令和2年2月7日時点

〈特別区〉

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	足立区	足立保健所	03-3880-5747	平日8:30-17:15
	荒川区	荒川区保健所	03-3802-4243	平日8:30-17:15
	板橋区	板橋区保健所	03-3579-2321	平日8:30-17:00
	江戸川区	江戸川保健所	03-5661-1124	平日9:00-17:00
	大田区	大田区保健所	03-5744-1729	平日8:30-17:15
か	葛飾区	葛飾区保健所	03-3602-1376	平日8:30-17:15
	北区	北区保健所	03-3919-3104	平日9:00-17:00
	江東区	江東区保健所	03-3647-5879	平日8:30-17:15
さ	品川区	品川区保健所	03-5742-9105	平日9:00-17:00
	渋谷区	渋谷区保健所	03-3463-3650	平日8:30-17:15
	新宿区	新宿区保健所	03-5273-3836	平日9:00-17:00
	杉並区	杉並保健所	03-3391-1299	平日9:00-17:00
	墨田区	墨田区保健所	03-5608-1443	平日9:00-17:00
	世田谷区	世田谷保健所	03-5432-2910	平日8:30-17:15
	た	台東区	台東保健所	03-3847-9402
中央区		中央区保健所	03-3541-5254	平日9:00-17:00
千代田区		千代田保健所	03-5211-8175	平日8:30-17:15
豊島区		池袋保健所	03-3987-4179	平日9:00-17:00
な	中野区	中野区保健所	03-3382-6532	平日9:00-17:00
	練馬区	練馬区保健所	03-5984-4761	平日9:00-17:00
は	文京区	文京保健所	03-5803-1824	平日9:00-17:00
ま	港区	みなと保健所	03-3455-4461	平日8:30-17:15
	目黒区	目黒区保健所	03-5722-9089	平日9:00-17:00

〈島しょ地域〉島しょ保健所

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	青ヶ島村	八丈出張所	04996-2-1291	平日9:00-17:00
	大島町	大島出張所	04992-2-1436	平日9:00-17:00
	小笠原村	小笠原出張所	04998-2-2951	平日9:00-17:00
か	神津島村	大島出張所	04992-2-1436	平日9:00-17:00
た	利島村	大島出張所	04992-2-1436	平日9:00-17:00
な	新島村	大島出張所	04992-2-1436	平日9:00-17:00
は	八丈町	八丈出張所	04996-2-1291	平日9:00-17:00
ま	御蔵島村	三宅出張所	04994-2-0181	平日9:00-17:00
	三宅村	三宅出張所	04994-2-0181	平日9:00-17:00

〈多摩地域〉

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	昭島市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
	あきる野市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	稲城市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	青梅市	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	奥多摩町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	か	清瀬市	多摩小平保健所	042-450-3111
国立市		多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
小金井市		多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
国分寺市		多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
小平市		多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
狛江市		多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
た		立川市	多摩立川保健所	042-524-5171
	多摩市	南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
	調布市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
な	西東京市	多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
	は	八王子市	八王子市保健所	042-645-5195
羽村市		西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
東久留米市		多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
東村山市		多摩小平保健所	042-450-3111	平日9:00-17:00
東大和市		多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00
日野市		南多摩保健所	042-371-7661	平日9:00-17:00
日の出町		西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
檜原村		西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
府中市		多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
福生市		西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
ま	町田市	町田市保健所	042-724-4238	平日9:00-17:00
	瑞穂町	西多摩保健所	0428-22-6141	平日9:00-17:00
	三鷹市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	武蔵野市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日9:00-17:00
	武蔵村山市	多摩立川保健所	042-524-5171	平日9:00-17:00

「最寄りの保健所の相談センターにご連絡ください」

※ 内容が変更となる場合がありますので、最新の情報は、各保健所のホームページを御確認ください。

〈上記開設時間以外〉

都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター	03-5320-4592
------------------------------	--------------

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 (コールセンター) の受付状況について

1 開設日時

令和2年1月29日(水)午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日含む)

3 相談対応件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)	2/5 (水)	2/6 (木)	累計
午前9時～午後1時	-	113	161	141	82	168	96	109	83	953
午後1時～午後5時	-	122	125	77	59	102	81	74	56	696
午後5時～午後9時	23	89	116	58	52	69	50	63	31	551
合計	23	324	402	276	193	339	227	246	170	2,200

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

4 主な相談内容

- ・有症者の感染不安(例:熱や咳が出ているが感染したのではないか)
- ・具体的な予防法(例:手洗いや消毒の方法を教えてください)
- ・検査について(例:一般の医療機関で検査ができないのか)
- ・流行地域からの旅行者・帰国者との接触について
- ・その他ご意見等

令和2年2月7日
総務局

都民へのメッセージの掲載について

東京都総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」に、以下のとおり都民へのメッセージを掲載した。

都民の皆様へ

新型コロナウイルスに感染した方が国内でも相次いで確認される中、感染者や中国の方に対する誹謗中傷や心無い書き込み等が SNS 等で広がっています。

また、感染者の治療にあたっている医療機関関係者の家族が差別にあった、との報道もされています。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

「第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年2月7日（金）16時00分

都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

これより「第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。まず、現在の状況について説明いたします。

「新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応」についてです。国内外の発生状況については、2月6日9時のものになります。国の動きですが、2月5日、6日と第5回、第6回の対策本部会議を実施しております。政府対策本部会議資料については、参考資料としておつけしておりますので、後ほどご覧ください。

それから、都の対応についてです。厚生労働大臣あての緊急要望を実施したこと、また、新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージの発信を実施しております。

それから第4便につきましては、本日10時13分頃、羽田空港に198名の方が到着をされております。それに対して、それぞれ職員を派遣しております。なお、帰国者を経過観察のために受け入れる施設については、埼玉県和光市にあります税務大学校を予定しております。

また、横浜港に停泊しているクルーズ船への対応につきましては、61名の陽性患者の一部につきましては、国からの要請を受けまして、都内医療機関への受け入れ予定をしております。

次に、新型コロナウイルス感染症への各局の対応についてです。始めに福祉保健局からご説明をお願いいたします。

【福祉保健局】

新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制についてです。これにつきましては、前回の本部会議で案として、全体の電話相談センターから、帰国者・接触者外来へつなげていくことを説明しております。この間、保健所等との、また医療担当等との調整が進み、このスキームでスタートさせていただくという形で考えております。基本的な事項、流れは変わっておりませんが、1点だけ、帰国者・接触者電話相談センターですが、ここに掲げてあります感染が疑われる患者の要件の部分で、国のほうから改めて要件の変更が行われました。例えば、当初、発熱又は呼吸器症状のところで肺炎が定義づけになって入っておりましたが、それが、軽症の場合の呼吸器症状も対象とするという点、また、発症前14日以内という期間の区切りが定められた点など、いくつか変更点がございます。これが現在の最新の患者の要件と設定されております。

このスキームの中でポイントとなります、帰国者・接触者電話相談センターの開設についてです。一般都民の方が、先程申し上げました、疑われる患者要件にかかわっていると、ご自身で不安に思われた場合に相談をしていただく策としてのセンターの開設でございます。これにつきましては、東京都、23特別区、八王子、町田と、東京のすべての保健所と合同で24時間体制の電話相談を受け付けます。資料にある開設時間をご覧ください。日中は各保健所の開所時間においてそれぞれの相談窓口で対応させていただきます。また、平日夜間及び土日祝日につきましては、終日含めて、24時間体制で都庁内に共同運営としての電話相談の窓口を設置する予定でございます。

それから、参考といたしまして、いわゆる一般相談としての様々な予防等のご相談に応じる都のコールセンターにつきましても引き続き設置していきたいと考えております。

次の資料は、各保健所等の電話相談センターの一覧でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口、これは今行っております、都の専用のコールセンター、一般相談の受付状況でございます。相談対応件数をご覧くださいと、2月6日現在で1日あたり170件のお問い合わせがあったと、主な相談内容としては資料に記載のとおりでございます。

資料については以上ですが、1点補足がございます。防護服についてでございますが、先程、保健所及び医療機関等との体制を整備、連携して電話相談等、専門外来等に対応していくわけでございますが、これらの医療機関、また保健所に対して、すでに平時から防護服をそれぞれ備蓄はしておりますが、今後の体制に万全を期すということから、それぞれの必要数量を確認の上、私どものほうから概ね合計2万着を順次各機関に提供していくという形で動き出しております。また、中華人民共和国に対する防護服10万着の提供に向けましても、今関係機関と調整中でございます。

なお、都内全体の私どもの持っている備蓄量ですが、現在、必要十分な量を確保しております、今回の提供等によりましても、支障をきたすような状況にはないということをお申し伝えさせていただきます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症への各局の対応について、各局からご発言のある方はお願いいたします。それでは政策企画局お願いいたします。

【政策企画局】

政策企画局からは、東京都と包括交流に関する覚書を締結しております中国・清華大学への支援についてでございます。清華大学は中国政府と連携し、感染症の予防と抑制に取り組むことを最重要課題として対応を行っておられます。そのなかで、国内で医療機関への支援物資の調達に困難を極めているということがございまして、支援の要請が都にありました。都の保有する防護服1万着を提供することといたしまして、先方と調整中でございます。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございます。次に住宅政策本部お願いいたします。

【住宅政策本部】

住宅政策本部では、都営住宅及び公社住宅にお住まいの方々向けに新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い、咳エチケット、消毒等を啓発するチラシを作成し、都が作成しました中国語のリーフレットと合わせまして、お住まいの方々向けのホームページに掲載しているところでございます。合わせまして、都営住宅及び公社住宅の掲示板に掲出する準備を進めております。引き続き、都営住宅と公社住宅にお住まいの方々に対する注意喚起に取り組んでまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。次に産業労働局お願いいたします。

【産業労働局】

産業労働局からは今回の新型コロナウイルスにかかる補正予算による経済対策の考え方について申し上げます。現在のところ、東京の経済活動への影響は大きなレベルでは生じておりませんが、今後、サプライチェーンやインバウンド事業へのダメージ、あるいは、景気の状態について予断を許さない面もありますので、万全を期す必要があると考えております。このため東京の産業を支える中小企業へのサポートとして、資金繰りや経営相談、取引先の確保などを中心として実効性のある経済対策を早急に検討したいと思っております。また、観光関連の産業につきましても、インバウンドの流れ、これに影響を及ぼす風評を抑えて、旅行者が東京に安心して訪れられるよう、正確な情報提供やPRなどに取り組んでまいります。

これらに加えて、オフィスに出向くことなく、仕事ができるテレワークというものの考え方を、感染の機会を減らすということにもつながるので、普及を後押ししていく考えでございます。特に東京2020大会の期間に合わせて、大手の事務機器メーカーでは、本社の社員全員がテレワークを行うという取り組みもございます。これらを考えまして令和2年度予算案などでもテレワーク推進期間事業経費を確保しているところではありますが、今回の新型コロナウイルスへの対応として、さらなる後押しに力を入れてまいりたいと思っております。これらによりましても補正予算案について経済面における安全と安心の確保に向けた備え、セーフティネットを確実に作り上げる施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

【危機管理監】

ありがとうございます。オリンピック・パラリンピック準備局お願いします。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

3月1日に開催いたします東京マラソン2020でございますが、予定どおり開催いたしたいと考えております。

それから中国在住の参加の申し込み者の方々に対しましては、主催者であります東京マラソン財団の公式ウェブサイトへの掲載だけではなく、メールで個々の参加者の方々に翌年の大会への出走を可能にする旨のご案内をしていくつもりでございます。その他の申し込み者の方々については、当日、消毒液の設置、マスクの配布、医療体制の増強等の対応をしてまいりたいと考えております。

【危機管理監】

ありがとうございます。総務局長お願いいたします。

【総務局】

すでに皆様方もインターネット上でご確認をされているかと思いますが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、感染者や中国の方に対する謂れのない誹謗中傷や心無い書き込み等がSNSを中心に広がっております。また、実際に感染者の治療にあたっている医療機関関係者のご家族に対する差別、子供に対するいじめなども報道されているところでございます。当局といたしましては、人権部のホームページにおきまして、これらに対して冷静な、正しい行動を心掛けていただくよう、都民に対して呼びかけをしたところでございます。皆様方も職務遂行にあたって、そのようなことが起きないように十分注意していただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございます。それでは本部長からご発言いただきます。

【知事】

皆様ご苦勞様です。

新型コロナウイルス関連肺炎の患者は、28の国・地域で、28,000名を超過しており、依然として感染拡大の局面が続いているものと考えられます。

今月3日以降、横浜港沖に停泊しているクルーズ船で、合計61名もの陽性が確認されるなど、集団感染といった新たな事態に直面しております。クルーズ船の一部陽性患者については、国からの要請を受け、都においても都内感染症指定医療機関で受け入れることといたしたところであります。

また、今日10時過ぎには、中国武漢周辺に在住され、また帰国を希望された198名が搭乗するチャーター機の第4便が羽田空港に到着し、そのうち、2名の体調不良の方を都立・公社病院で受け入れたところであります。都立・公社病院では、受け入れ対応が続いておりますが、引き続き、医療の提供に万全を尽くしていただくよう伝えていきたいと思っております。

福祉保健局では、今日から、帰国者・接触者電話相談センター及び帰国者・接触者外来を新設し、24時間、相談・医療を提供できる体制の強化を図ったところです。新型コロナウイルス感染症の疑い患者を帰国者・接触者外来の受診に確実につなげていくため、医療機関や保健所との連携をより強固なものとし、対応に当たっていただきたいと存じます。

そのほかにも各局から様々な報告がございましたが、引き続き、迅速かつ適切な対応を進めていただきたいと思います。

各局の皆さんに、補正予算の準備をお願いいたします。

これまでも、新型コロナウイルス感染症対策について、都として全力を挙げて対策に取り組んできたところであるが、今後、より強力な対策を講じることが必要であると考へてのことです。

一番重要なポイントは、都に住み、都で働き、また、都を訪れる方々の安全・安心を確保することです。具体的には、感染防止対策の強化、今後想定される経済面の打撃を最小限に抑える取組、この2つの視点を中心として、今年度直ちに行うべき対策、来年度追加で行うべき対策について、予算措置が必要となる事項については、補正予算を編成するというにしたいと思ひます。各局は財務局と相談しながら、総力を挙げて対策を検討していただきたいと思います。

それから、WHOでは、新型コロナウイルスを巡り、世界的大流行を意味する「パンデミック」には当たらないとしております。一方で、根拠のない情報が大量に拡散する「インフォデミック」が起きているとも指摘してあります。

先日も咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策とともに、相談に対応する都の専用コールセンターの利用などを呼び掛けるメッセージを発信してあります。都民の皆様には引き続き正しい情報に基づく冷静な対応・行動を心掛けていただきたいと思います。

先月24日に都庁において危機管理対策会議を立ち上げて以来、3回目の週末を迎えることとなります。この間、医療関係者を中心に休日夜間を問わず、現場で対応をされている全ての方々に対して敬意を表したいと思います。

また、この週末も関係各局においては即応体制を確保し、新たな事態についても柔軟に対応できるようにしておいていただきたいと存じます。私自身もいつでも対応できるような体制を取ってまいります。よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局、各機関とも本部長のご発言のあった事項の徹底をお願いいたします。特に週末を迎えますので、即応体制の確保についてよろしくお願いいたします。

以上で、「第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。